

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、及び独立行政法人種苗管理センターの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて（案）

平成 27 年 8 月●日
財 務 省
農 林 水 産 省

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「農環研」という。）、及び独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）は我が国の農業の発展に欠くことの出来ない研究開発・事業を行う法人であり、今後、一層優れた研究開発成果を生み出し、それを現場に速やかに普及することにより、我が国の農業の発展に貢献することが期待される。

このため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月閣議決定。以下「25 年基本方針」という。）等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定。以下「基本計画」という。）及び「農林水産研究基本計画」（平成 27 年 3 月農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）、第 3 期中期目標期間の評価結果等を踏まえ、研究開発成果の最大化を目指し、以下の方向で見直しを行うこととする。

なお、法人統合など法改正を要する内容については、国会での審議を踏まえ対処する。

第 1 農業研究開発法人等の統合

急速な高齢化、担い手の減少など我が国の農業をめぐる環境が急速に変化する中、農業・農村の所得増大、大規模化した新たな経営体の増加等に向けた技術開発が喫緊の課題となっている。こうした情勢に対応し、多数の研究者を機動的に活用した基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制により研究成果の創出・社会還元を加速を図るため、農研機構、生物研、農環研及び種苗管理センターの 4 法人を平成 28 年 4 月に統合し、1 つの国立研究開発法人（以下「新法人」という。）とする。

新法人は、基礎研究から応用・実用化研究までの農業に関する幅広い研究ポテンシャルを有する法人として、統合効果を最大限に発揮できるよう、従来の内部組織の枠にこだわらず、最適な内部組織体制を整備する。また、共通する管理業務、研究支援業務の一体化等により、業務の効率化や質の向上を図る。

ただし、新法人は、研究開発のほか、品種登録に係る栽培試験等の種苗管理という研究開発と性格が異なる業務を実施することとなるため、品種登録制度の公正性・信

頼性の確保の必要性等も考慮し、種苗管理センターの名称を維持することに加え、同センター担当の代表権を有する役員を配置して業務を行う。

新法人は第2に示す業務見直しを行うとともに、今後設定する中長期目標を達成できるように内部の組織・体制を整備する。

第2 新法人における業務見直し

(1) 研究内容の重点化と統合効果の発揮

平成25年12月、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」により「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定された（平成26年6月改訂）。これを踏まえ、農林水産省は、農業の生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図るとともに、中期的な展望を切り拓く観点から、攻めの農業政策を推進しており、この施策の方向は基本計画及び研究基本計画に反映されている。

新法人は、農業分野における我が国最大の研究機関であり、研究基本計画を実現するための中核的な役割を担うことが期待されている。このため、研究基本計画の「農林水産研究の重点目標」に基づき今後設定する中長期目標に即して研究内容を検討することとし、その際、従来の組織間の壁を取り払うことで一層効率的な研究を進められると考えられる以下の研究分野については、統合を活かした新たな研究展開を図る。

① ゲノム情報等を活用した新品種開発

分子生物学の知見やゲノム工学技術を応用することで、農作物のポテンシャルを最大限に引き出した収量や病害虫抵抗性に優れた品種など、世界に誇れる強みのある新品種の育成が期待できる。

最先端技術による研究成果の社会還元を加速化する観点から、生物研の新たな育種技術の開発等、作物開発に必要な基礎的研究と農研機構の育種研究を一体的に実施し、ゲノム情報を活用した多収品種等の先導的品種の育成や栽培技術の開発を行うとともに、都道府県や民間企業の行う品種開発を積極的に支援する。また、新品種の原因種などの種苗の迅速な供給を図る。

② 農作業や農業施設の自動化・ロボット化研究

従事者の減少・高齢化が深刻化する生産現場における問題を解決し、若者たちにとって魅力ある農林水産業に変革させるため、我が国産業の強みであるICTやロボット技術を活用した農林水産イノベーションの創出が必要とされる。

こうした中で、研究開発成果の最大化の観点から従来の機械メーカーに加えて情報分野等の異分野企業とも連携するとともに、農研機構の生物系特定産業技術研究支援センターにおける農業機械の開発と地域農業研究センターにおける作業技術体系の実証研究との連携を強め、農作業や農業施設の自動化、ロボット化等による革新的な生産技術の開発と実用化を牽引する。

③ 地球温暖化等の環境変動の予測・緩和・適応研究

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、今世紀末の世界の平均気温

が最大 2.6~4.8°C上昇し、非常に高い可能性で異常気象の発生頻度が高まると予測されており、生育環境の変化や病害虫の侵入など、農林水産業への深刻な影響が懸念されている。

このような背景から、農環研の温暖化等の環境変動が農業に及ぼす影響を予測・緩和するための技術開発と農研機構の農作物の収量・品質等の安定化等環境変動に適応するための技術開発を一体的に実施し、国内外でイニシアティブを発揮する。

(2) 地域の課題解決のための総合的研究の推進

農業・農村の所得増大等に向けて生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための研究開発を進めることは喫緊の課題であり、研究基本計画において第1の重点目標に位置づけられている。これを踏まえ、地域農業研究センターを新法人のフロントラインとして位置づけ、農業者や普及組織の参画の下、地域の営農モデルの現地実証試験等の総合的研究に取り組む。また、研究プロジェクト推進に必要な関係機関（地域の公設試や大学、普及組織、民間企業等）との調整を支援する部署を設置すること等により、地域における技術研究面でのハブ機能を強化する。

(3) 産学官連携機能の大幅な強化

研究成果の社会還元のためには、研究成果が民間企業等で速やかに商品化・事業化されることが重要である。また、近年、既存の研究分野や業種の枠を超えた連携活動により、新たな市場を切り拓くイノベーションの創出が期待されている。こうした「橋渡し」による技術移転・技術革新を推進するため、新法人においては、外部機関や民間企業との連携・コーディネート機能を強化することとする。法人全体の産学官連携の司令塔となるセンターの設置、地域農業研究センター等に産学官連携のための専門部署を設置、専任のコーディネーターの新たな配置などの具体策を新法人において検討する。また、高度な分析・解析機器等を活用した法人内外への技術支援を積極的に推進する。

(4) 研究推進における農業者等の関与の強化

現場で真に役立つ研究成果を生み出すため、研究課題の設定、地域農業研究センターの運営に現場の声を反映させることとし、先進的な農業経営の担い手等から構成されるアドバイサリーボードの新設、都道府県の農業革新支援専門員及び農業者等との情報・意見交換を通じて地域の現場ニーズの把握や課題の抽出を担う農業技術コミュニケーターの新たな配置等の具体策を新法人において検討する。

(5) ニーズ指向の研究への重点化と成果の社会還元の加速

市場動向、消費者や食品加工・流通業者等のニーズにマッチした新たな価値の創造

や新産業の創出につながるマーケットインの発想による研究を進めるとともに、研究成果を社会に早期に還元できるよう、民間企業等と連携した実用化のための取組を強化する。また、農林水産業の生産現場に活用される技術を生み出すことが最も重要であることから、明確な社会還元の目標を持って応用化や実証のプロジェクトに取り組むとともに、社会還元につながる業績に対する評価など研究者の業績評価の仕組みの見直しなども検討する。

(6) イノベーション創出基盤の強化

農林水産業におけるイノベーションを創出し続けるため、農業分野における世界最高水準の研究を推進するための中核的な役割を果たすことができるよう、研究戦略を策定し、人材育成・交流、資金の確保等の取組を強化する。

(7) 研究支援業務の推進

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月閣議決定）を受けて、基礎的研究の推進については、競争的資金の配分は行わず（平成 26 年度以降は国が一元的に実施）、国が主導する戦略に基づく技術開発とその実証・事業化を促進する。また、民間研究促進業務については、平成 23 年度から新規案件の募集・採択を停止しているところであるが、今後とも新規採択は行わず、既存採択案件の売上納付を促進する。

(8) 種苗管理センターの機能強化

新法人の内部組織としての種苗管理センターは、種苗法に基づく栽培試験、種苗検査、ばれいしょ及びさとうきびの健全無病な原原種生産・配布等を引き続き着実にを行うとともに、研究開発部門と連携しつつ、最新の研究成果を活用した種苗管理業務の高度化・効率化や、新品種の原原種など種苗の迅速な供給等を通じた効果的な研究成果の橋渡しを行う。

第 3 その他の重要事項

(1) 内部統制の強化

農研機構など農業関係の国立研究開発法人においては、第 3 期に、植物防疫法違反、不適正な経理処理事案など国民からの信用を失いかねない重大事案が発生し、中期目標期間の実績評価（第 3 期の見込み評価）においても厳しい評定となっているところである。他法人においても、研究活動における不正行為の事案が発生し、社会的な問題にもなった。また、政府の独立行政法人改革においては、法人のガバナンス強化が重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、内部統制の強化及びコンプライアンスの推進に全力で取り組むこととし、新法人において、監事機能の強化、役員の責任の明確化、内部統制に関する規定の整備と職員への周知を含むリスク管理の徹底、

コンプライアンス意識を向上させるための取組等を推進する。研究活動における不正行為を事前に防止するための対策を強化するとともに、不正行為発生時に適切な対応を行うための仕組みを整備する。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる。特に、情報セキュリティに関する教育・訓練の実施及びポリシーに関する遵守状況の把握については毎年度実施し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処体制・手順や連絡体制・手順を整備する。

(3) 中長期目標期間を通じた効率化

新法人においては、統合直後には拙速な組織のスリム化は控え、システム統合等を適切に行う経費を措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組むことにより、中長期目標期間を通じて、組織体制や事務・事業の効率化を推進する。特に、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システムの整備などに取り組む。

新法人と国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの間においても、共同調達など連携により効率化を図ることのできる部分については積極的な連携を行う。

これらの取組により、間接部門の人員の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。

また、中期計画において、効率的な業務運営に配慮した予算を計画し、当該予算による運営を行う。

(4) 人材の確保・育成

国立研究開発法人が継続的に社会で活用される質の高い研究成果を生みだしていく基盤は「人」であり、人材の確保・育成の取組を推進する。そのため、研究者等の業績評価システムの見直し、優秀な女性・若手研究者の積極的な採用・活用促進を行うとともに、新たに、産学官連携のためのコーディネーターなど研究支援活動に貢献した研究者等の将来のキャリアパス構築、大学等有する革新的な技術シーズを活用するためのクロスアポイントメント等制度の整備を行う。

(5) 目標設定と実績評価

「独立行政法人の目標策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、研究開発成果の最大化等に向けた目標設定を的確に行う。中長期目標設定後は、

改正された独立行政法人通則法に基づき、主務大臣が業務の実績評価を行い、その結果を法人の業務運営に反映させることでPDCAサイクルを機能させる。

(6) 政府方針等に基づく取組の着実な実施

上記のほか、25年基本方針等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。また、「平成25年度決算報告」（平成26年11月会計検査院）の指摘を踏まえた見直しを行う。

(以上)

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて（案）

平成 27 年 8 月●日
農 林 水 産 省

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）は、開発途上地域の農林水産業の技術の向上に寄与する研究開発を行う国立研究開発法人である。中長期的な世界の食料需給のひっ迫、温暖化の進行に伴う世界的な農作物生産条件の悪化等が懸念される中、一層の政策効果の発揮が期待される。

このため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月閣議決定。以下「25 年基本方針」という。）等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定。以下「基本計画」という。）及び「農林水産研究基本計画」（平成 27 年 3 月農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）、第 3 期中期目標期間の評価結果（見込み評価）等を踏まえ、研究開発成果の最大化を目指し、以下の方向で見直しを行うこととする。

第 1 新法人との連携強化

JIRCAS については、長年に亘って我が国における国際農林水産業研究を包括的に行う試験研究機関として、国際農業研究勢力における高いプレゼンスや、これまで海外で培ってきた研究ネットワークや実績を生かし、開発途上地域との研究協力等を推進するため、引き続き国立研究開発法人として単独で存置する。

一方、基礎から応用・実用化まで一貫した研究体制により研究成果の創出・社会還元を加速を図るため、平成 28 年 4 月に農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び、種苗管理センターの 4 法人を統合し一つの国立研究開発法人（以下「新法人」という。）とすることとなっている。このため、JIRCAS については、対外活動上のメリットを活かすため単独存置としつつ、国内で行う各種業務等においては、新法人との緊密な連携を構築し効率化を進めることとする。

第 2 研究・業務の重点化

(1) 政府方針に即した開発途上地域への研究協力

開発途上地域では農林水産業等が重要な産業であり、農林水産分野における研究協力を通じてこれらの国との関係を深めることは、我が国の国益に資するものである。また、近年、科学技術外交の戦略的展開の必要性も提言されている。

こうした情勢を踏まえ、政府方針を踏まえた研究協力の取組を推進する。すなわち、開発途上地域に対する研究開発については、アフリカ開発支援などに向けた政府の方針や農林水産省が主導するグローバル・フードバリューチェーン戦略が策定されてい

るとともに、各国との二国間政府対話等が行われているところであり、研究協力についても、これらとの整合を図りながら、国際農業研究協議グループ（CGIAR）等と連携して展開する。

（2）研究内容の重点化

世界人口の増加、温暖化の進行に伴う異常気象の頻発等によって、世界の食料需給の中長期的なひっ迫が懸念されている中、開発途上地域については、必ずしも農業生産の潜在能力を十分に発揮できておらず、地域の自然環境にも配慮しつつ、持続性の高い農業生産活動を推進することで、世界の食料増産に貢献することが必要とされている。

このような情勢を踏まえて、

- 1) 地球温暖化の影響が著しい開発途上地域等における土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の開発
- 2) アフリカ・アジア等の低肥沃土や乾燥等の不良環境下における農作物等の生産性向上・安定生産技術の開発
- 3) 未利用バイオマスの高度利用等、開発途上地域の地域資源等の高付加価値化のための技術の開発

を重点的に実施し、持続的かつ効率的な農林水産活動を推進する。

上記の研究から、国内の生産者・企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、その事業化等に向け必要な技術的支援等を積極的に行う。

第3 その他の重要事項

（1）内部統制の強化

JIRCAS においては、第3期に、植物防疫法違反、不適正な経理処理事案など国民からの信用を失いかねない重大事案が発生し、中期目標期間の実績評価（第3期の見込み評価）においても厳しい評定となっているところである。他法人においても、研究活動における不正行為の事案が発生し、社会的な問題にもなった。また、政府の独立行政法人改革においては、法人のガバナンス強化が重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、内部統制の強化及びコンプライアンスの推進に全力で取り組むこととし、監事機能の強化、役員の責任の明確化、内部統制に関する規定の整備と職員への周知を含むリスク管理の徹底、コンプライアンス意識を向上させるための取組等を推進する。研究活動における不正行為を事前に防止するための対策を強化するとともに、不正行為発生時に適切な対応を行うための仕組みを整備する。

（2）情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる。特に、

情報セキュリティに関する教育・訓練の実施及びポリシーに関する遵守状況の把握については毎年度実施し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処体制・手順や連絡体制・手順を整備する。

(3) 中長期目標期間を通じた効率化

新法人と JIRCAS の間において、共同調達など連携により効率化を図ることのできる部分について積極的な連携を行う。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システムの整備などに取り組む。

また、中期計画において、効率的な業務運営に配慮した予算を計画し、当該予算による運営を行う。

(4) 人材の確保・育成

国立研究開発法人が継続的に社会で活用される質の高い研究成果を生みだしていく基盤は「人」であり、人材の確保・育成の取組を推進する。そのため、研究者等の業績評価システムの見直し、優秀な女性・若手研究者の積極的な採用・活用促進を行うとともに、新たに、産学官連携のためのコーディネーターなど研究支援活動に貢献した研究者等の将来のキャリアパス構築、大学等が有する革新的な技術シーズを活用するためのクロスアポイントメント等制度の整備を行う。

(5) 目標設定と実績評価

「独立行政法人の目標策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)を踏まえ、研究開発成果の最大化等に向けた目標設定を的確に行う。中長期目標設定後は、改正された独立行政法人通則法に基づき、主務大臣が業務の実績評価を行い、その結果を法人の業務運営に反映させることで PDCA サイクルを機能させる。

(6) 政府方針等に基づく取組の着実な実施

上記のほか、25 年基本方針等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。

(以上)

国立研究開発法人土木研究所の中期目標の終了時における組織・業務全般の見直しについて（案）

平 27 年 8 月 ● 日

農林水産省

国土交通省

（1）事務及び事業の見直し

- ・ 行政施策の立案や技術基準の策定等に反映される技術的知見を得るための研究開発を実施し、研究開発成果の最大化を図る。
- ・ 研究開発成果の最大化のため、長期的な視点に立った研究開発に取り組む。
- ・ 土木技術による生産性向上、省力化への貢献や土木技術による国際貢献活動を強化する。
- ・ 土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実を図る。

（2）組織の見直し

- ・ 研究開発成果の最大化のために必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。
- ・ 研究テーマの特性に応じて、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発における連携を推進する。
- ・ ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

（3）運営の効率化

- ・ 研究評価を行い、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価も実施する。また、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性などの研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。
- ・ 施設・設備の効果的な整備と効率的な運営を行う。
- ・ 研究成果の最大化のために適切な調達方法による調達を実施する。
- ・ 土木研究所の業務の適正を確保するため、内部統制に関する理事長のマネジメントを引き続き的確に行う。

（4）財務内容の改善

- ・ 競争的資金等外部資金の積極的な獲得、施設・設備の効率的利用により、さらに自

己収入の拡大を図る。

- 中長期計画に基づき行う業務については、業務運営の効率化に配慮した予算を計画し、当該予算による運営を図る。
- 保有資産の必要性について不断の見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。